

## 葛飾あらかわ水辺公園及び新小岩公園再整備事業に関するサウンディング調査 質問への回答

令和5年9月19日

No	質問内容	回答
1	葛飾あらかわ水辺公園において、荒川の活用も含めた事業は可能でしょうか。また、実施可能な場合の制限や条件等があればご教示いただけますでしょうか。	河川の活用については、河川管理者との協議・調整が必要となります。また、制限や条件等は、関係法令を遵守する必要があります。事業者の皆さまから河川の活用の具体的な提案がある場合は、その内容を踏まえて検討します。 なお、事業範囲拡大による維持管理・運営費の増、河川のリスク(安全管理、災害等)への対応など、収支を踏まえ費用負担が目標に収まるか留意する必要があります。
2	葛飾あらかわ水辺公園及び新小岩公園の2公園において、Park-PFI 制度を活用した場合、特定公園施設等の設置可能範囲は公園全体という認識でよろしいでしょうか。	現時点で区で想定している特定公園施設はありませんので、特定公園施設の定義に当てはまる場合は、各種法令等や荒川将来像計画等の上位計画を踏まえたうえ、公園全体で整備可能です。 なお、事業範囲拡大による維持管理・運営費の増など、収支を踏まえ費用負担が目標に収まるか留意する必要があります。
3	葛飾あらかわ水辺公園において、貴市にて、パークセンター機能の整備は予定されていますでしょうか。	本区での整備予定はありません。事業者の皆さまの意向・提案によって必要となった場合は、関係法令等を遵守し、事業者にて整備することを想定しております。
4	葛飾あらかわ水辺公園は電車線路が隣接していますが、公園における行動制限や実施不可能なにぎわい創出に関連する事業はありますか。	鉄道の運行に支障をきたす恐れがなく、各種法令等を遵守していれば、制限はありません。 また、隣接する鉄道に限らず、東京都道、首都高速道路、河川等の管理者に合意が得られ、また、関係法令等を準拠した事業である必要があります。
5	両公園に導入する民間収益施設のイメージが御座いましたらご教示下さい。	民間収益施設としては、葛飾あらかわ水辺公園では事業概要資料P4～5、新小岩公園では飲食機能を想定しています。なお、現時点で区が想定している整備内容であり、民間事業者の創意工夫によって整備いただくことを想定しています。
6	P-PFI 事業者の事業範囲についてどの様にお考えかご教示下さい。具体的にイベント開催等について事業者が主体となっていくのか。	民間収益事業として、公募対象公園施設の設置範囲内でイベント開催等を実施することは可能です。また、公募対象公園施設の設置範囲外においても、運営業務としてイベント開催等を実施していただくことは可能です。具体的な条件等は本サウンディングでのご意見を踏まえて検討します。
7	葛飾あらかわ水辺公園についてキャンプ場を設置することは可能でしょうか。又、駐車場を管理許可とすることについてどの様にお考えかご教示下さい。	キャンプ場の設置は可能です。規模や内容が確定したら河川管理者との協議・調整となります。賑わいゾーン内に民間収益施設の一つとして駐車場を提案することは可能です。
8	葛飾あらかわ水辺公園と新小岩公園とのかかわりのイメージが御座いましたらご教示下さい。	2つを一体的な公園とみなすことで、機能や施設の適正配置、維持管理・運営の効率化、またこれらによる事業効果の増進を期待しています。
9	新小岩公園屋内施設の設計・建設は区で実施とありますが、全体的な公園づくりの観点からも本事業と一体で整備(DB 施設)することが望ましいと考えておりますが、実施内容についてご教示下さい	屋内施設の整備実施内容については、「新小岩公園再整備事業 第5回説明会」の「4.屋内施設」を参照してください。 ( <a href="https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/031/355/dai5kaishinkoiwa2.pdf">https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/031/355/dai5kaishinkoiwa2.pdf</a> ) なお、「別紙2 アンケート回答票」のP11にて、本事業範囲について事業者の皆さまのご意見・意向を伺い、それらの内容を踏まえた上で事業範囲を検討します。